

特許法施行規則等の一部を改正する省令について

平成 27 年 6 月
特 許 庁

I. 改正の必要性

今般、特許協力条約に基づく規則（以下「PCT 規則」という。）が改正されることに伴い（平成 27 年 7 月 1 日発効予定）、以下の省令について、改正後の PCT 規則に適合するため必要な規定の整備を行う。

- ・ 特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）
- ・ 実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）
- ・ 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）

II. 省令案の概要

1. 現行規定について

（１）指定官庁による優先権の回復について

特許協力条約（以下「PCT」という。）に基づく国際出願（以下「PCT 国際出願」という。）が先の出願に基づく優先権の主張を伴い、国際出願日が当該優先期間（その優先権の主張の基礎となる出願の日（以下「優先日」という。）から 12 ヶ月間）の満了日の後であるが、当該満了の日から 2 月の期間内である場合には、指定官庁は、出願人の請求によって、当該指定官庁が適用する基準（回復のための基準）が満たされていることを認めるときは、優先権を回復することが規定されている（PCT 規則 49 の 3.2(a)）。

上記請求は、PCT 第 22 条に規定する期間（優先日から 30 ヶ月間）から 1 月の期間内に当該指定官庁に対して行うことが求められるが（PCT 規則 49 の 3.2(b)(i)）、この規定の実施のために、我が国では、特許法施行規則第 38 条の 14 第 3 項（※特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う整備等に関する省令（平成 27 年経済産業省令第 6 号）により新設。）において、優先権の主張をした者に、PCT 第 22 条に規定する期間に対応する国内書面提出期間（特許法第 184 条の 4 第 1 項ただし書の外国語特許出願にあっては、翻訳文提出特例期間。）が満了する時の属する日後 1 月以内に回復理由書を提出しなければならない旨規定している。

（２）PCT 国際出願における EASY モード出願及び国際出願手数料の減額について

PCT 国際出願の出願方法には、紙出願、電子出願に加え、世界知的所有権機関（以下「WIPO」という。）国際事務局が提供するソフトウェア「PCT-SAFE」の「EASY モード」を利用して作成した願書を印刷した書面等に必要なデータを格納した磁気ディスクを添付して提出する方法がある（以下「EASY モード出願」とい

う。)。EASY モード出願により、WIPO 国際事務局は、磁気ディスク内に格納された電子データを利用して事務処理の効率化を図ることができることから、PCT 規則に附属する手数料表四（a）では、EASY モード出願に関しては国際出願手数料を 100 スイス・フラン減額する旨規定されている。

この PCT 規則の規定を受け、PCT に加盟する我が国特許庁を受理官庁とする PCT 国際出願については、国際出願法施行規則第 14 条第 3 項の規定により、特許庁長官が定める方式（平成 24 年特許庁告示第 4 号）に従って記録した磁気ディスクを、同規則第 16 条第 1 項に規定する方式に従って作成した願書に添付することができる旨規定されている。また、かかる出願については、同規則第 79 条第 1 項第 2 号の規定により、国際出願手数料が 100 スイス・フラン減額される旨規定されている。

2. 改正の内容

今般、上記（1）について、PCT 規則 49 の 3.2(b)(i)が改正され、指定官庁が適用する回復のための基準を満たしていることについて記載した書面の提出期間について、「第二十二條に規定する期間から一箇月の期間内に当該指定官庁に提出する」場合のほか、「出願人が第二十三條の（2）に規定する明示の請求（注：出願審査の請求のこと）を指定官庁に行った場合には当該請求から一箇月の期間内に当該指定官庁に提出する」場合が追加される予定である。

そこで、当該 PCT 規則の改正に伴い、特許法施行規則第 38 条の 14 第 3 項の規定について所要の整備を行う。

また、指定官庁による優先権の回復に係る規定は実用新案法においても同様に措置されており（実用新案法第 8 条第 1 項等）、実用新案法施行規則第 23 条において、特許法施行規則第 38 条の 14 を準用する形で同旨の手続規定が存在することから、同条について必要な読替規定を整備する。

上記（2）については、今般の PCT 規則改正により EASY モード出願が廃止され、PCT 規則手数料表からも「（a）紙形式の国際出願に、文字コード形式で願書及び要約の記述の電子形式の写しを添付した場合」の減額規定が削除される予定である。

そこで、EASY モード出願について規定する国際出願法施行規則の関連規定について、所要の整備を行う。

Ⅲ. 公布及び施行期日

公布日 平成 27 年 6 月 22 日

施行日 平成 27 年 7 月 1 日

Ⅳ. 経過措置

上記（1）について、改正後の省令規定は、施行の日以後に PCT 第 23 条（2）の明示の請求をする PCT 国際出願について適用し、施行前に請求をした PCT 国際出願については、なお従前の例による旨規定する。

上記（２）について、改正後の省令規定のうち減額規定に関しては、施行の日以後に特許庁が受理する PCT 国際出願に係る手数料について適用し、施行前に特許庁が受理した PCT 国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

〔参考１〕（現行）PCT 規則 49 の 3.2

49 の 3. 2 指定官庁による優先権の回復

（a）国際出願が先の出願に基づく優先権の主張を伴い、国際出願日が当該優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から二箇月の期間内である場合には、指定官庁は、（b）の規定に基づく出願人の請求によつて、当該指定官庁が適用する基準（「回復のための基準」）が満たされていること、すなわち、優先期間内に国際出願が提出されなかつたことが、次のいずれかの場合によると認めたときには、優先権を回復する。

（i）状況により必要とされる相当な注意を払つたにもかかわらず生じた場合

（ii）故意ではない場合

各指定官庁は、これらの基準のうち少なくとも一つを採用し、また基準の両方を採用することができる。

（b）（a）の規定に基づく請求は、次のとおりとする。

（i）第二十二条に規定する期間から一箇月の期間内に当該指定官庁に提出する。

（ii）・（iii）（略）

（c）～（h）（略）

〔参考２〕（改正）PCT 規則 49 の 3.2 (b) (i)

49 の 3. 2 指定官庁による優先権の回復

（a）（略）

（b）（a）の規定に基づく請求は、次のとおりとする。

（i）第二十二条に規定する期間から一箇月の期間内に又は、出願人が第二十三条（2）の規定に基づき指定官庁に明示の請求を行つた場合には、指定官庁が当該請求を受理した日から一箇月の期間内に、当該指定官庁に提出する。

（ii）・（iii）（略）

（c）～（h）（略）

〔参考３〕（現行）PCT 規則手数料表

減額

四 実施細則に定めるところにより、次のいずれかの形式の国際出願がされた場合には、国際出願手数料から次に掲げる額を減額する。

（a）紙形式の国際出願に、文字コード形式で願書及び要約の記述の電子形式の写しを添付した場合 百スイス・フラン

（b）～（d）（略）

※上記手数料表中「四（a）」が削除される予定。